

# 一般社団法人 i R I C－U C 会費規則

## (目 的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人 i R I C－U C 定款第 1 1 条に定められた、当法人の会費に関する必要な事項を定める。

## (会 費)

第 2 条 会員の会費は年額とし、以下のとおりとする。

(1) 正会員 1 万円

(2) 賛助会員 3 0 万円

ただし、正会員は、理事の過半数の決定により、その会費を免除することができる。

## (納入方法)

第 3 条 会費の納入は、会費請求により指定される納入期限日までに会費年額の全額を当法人の指定口座に納入しなければならない。

## (滞 納)

第 4 条 入会しようとする会員又は会員資格期間を延長した会員が、当法人の指定した期日までに会費を納入しない場合は、入会資格又は会員資格を喪失する。

## (返 還)

第 5 条 既に納付した会費は、いかなる事情があっても返還しない。

## (改 廃)

第 6 条 本規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

以上

2 0 1 7 年 1 0 月 2 日 制 定

2 0 2 2 年 1 0 月 1 日 最終改定